

尼崎市事業継続一時支援金

概要

新型コロナウイルス感染症の拡大による売上減少に直面している事業者であるものの、売上減少の要件等により国や県の支援金の対象とならない事業者に対して、市が独自に事業継続に向けた支援金を給付します。

給付要件

次の条件をすべて満たす中小企業者・個人事業主
①～③においては**2021年4～9月の期間**です。

① 国の月次支援金を受給していない月があること

② 兵庫県酒類販売事業者支援金を受給していない月があること

③ 兵庫県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金を受給していない月があること

④ ①～③の給付金を受けていない月の売上高が、前年又は前々年の同月比で20%以上50%未満減少していること

その他の条件

- ・ 尼崎市内に主たる事業所があること
(フリーランスの方は市内に住民登録のあること)
- ・ 申請時点で事業を継続する意思があること など

給付額

一律 10 万円

受付期間

令和3年**10月11日** (月)

～令和3年**12月10日** (金) (当日消印有効)

提出書類

- ① 尼崎市事業継続一時支援金申請書兼請求書 (様式1)
- ② 尼崎市事業継続一時支援金宣誓・同意書 (様式2)
- ③ 2019年分又は2020年分の所得税確定申告書類の写し
- ④ 申請者名義の振込口座通帳等の写し
- ⑤ 履歴事項全部証明書 (法人) 又は本人確認書類 (個人)
- ⑥ その他要綱に定める書類

規模・業種等により
提出書類は異なります。

提出方法

受付期間中に提出書類を下記提出先へ郵送 (レターパックプラス
又はレターパックライト) **※感染症予防のため郵送での受付です**

提出先・問い合わせ

〒660-0881 尼崎市昭和通2-6-68

(公財) 尼崎地域産業活性化機構「事業継続一時支援金」係

TEL 090-7493-8922・090-4309-9771 (平日9時～17時)

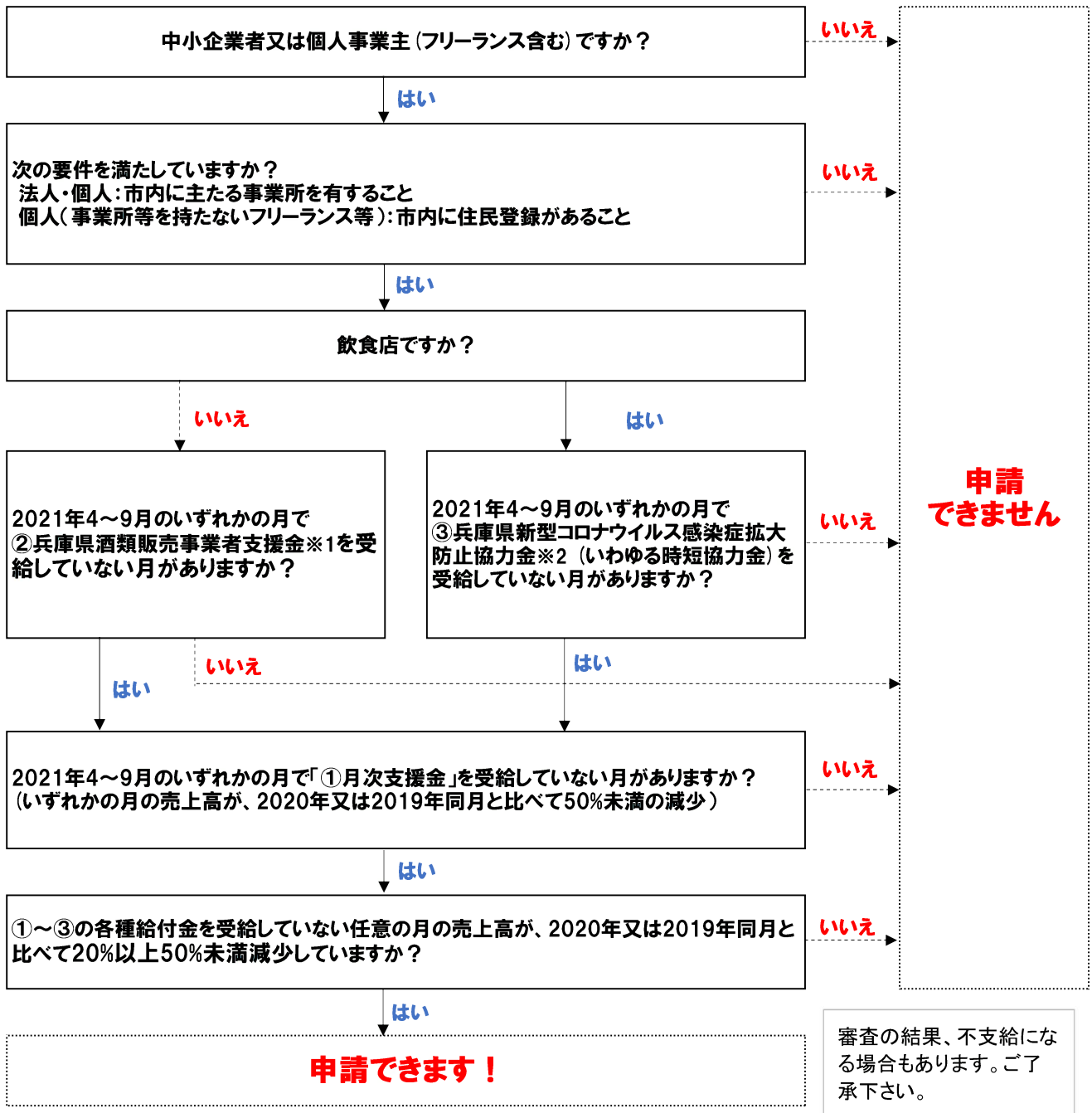
書式ダウンロード・制度詳細等

手引き・要綱をご参照下さい。

また、「尼崎市事業継続一時支援金」で検索下さい。



申請可否フローチャート



※1 兵庫県酒類販売事業者支援金(第1期、第2期)

飲食店が休業または時間短縮営業、酒類提供の停止をしていることによる影響を受けた県内中小酒類販売事業者に対し、兵庫県が一定額の支援金を支給するもの。

第1期:2021年4月、5月または6月の売上が2020年又は2019年同月と比べて30%以上50%未満減少している事業者が対象

第2期:2021年8月の売上が2020年又は2019年同月と比べて30%以上50%未満減少していること、もしくは、2021年7月及び8月の売上が2020年または2021年同月と比べて2ヶ月連続して15%以上減少している事業者が対象

※2 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第1期～8期）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言等に基づく兵庫県からの要請により、時短営業、休業や酒類提供自粛に応じた飲食店運営事業者に対し、一定額の協力金を支給するもの。

対象事業者

- ・酒類を提供する又はカラオケ設備を有している店舗を運営する者
- ・通常時20時以降も営業している店舗を運営する者